

輸出用の商品・サービスに対して 付加価値税の還付申請の留意点

2023/05/23
I-GLOCAL CO., LTD.
逆井 将也

1. 還付申請の対象

企業は、その月（月次申告の場合）または四半期（四半期毎申告の場合）に、まだ控除されていない輸出用の商品・サービスに対する仕入 VAT が 3 億ドン以上ある場合、その月または四半期の VAT 還付を申請できる。

その月または四半期にまだ控除されていない仕入 VAT の金額が 3 億ドン未満の場合、翌月 または翌四半期に控除される。

2. 輸出用の商品・サービスに対して還付できる VAT 金額の確定

2.1. 輸出活動のみの企業の場合

輸出活動のみ発生する企業において、まだ控除されていない輸出用の商品・サービスに対する仕入 VAT が 3 億ドン以上ある場合、VAT を還付できる。

最大還付金額は輸出用の商品・サービスの売上の 10%となる。

例 1：A 企業はソフトの輸出のみ発生し、毎月 VAT 申告する。A 企業は 2022 年 1 月～5 月までの期間の VAT 還付を申請する。

- ・ソフトの輸出による総売上：4,000
- ・2022 年 5 月 31 日までの控除されていない仕入 VAT：500

⇒仕入 VAT の 500 が還付可能な VAT 金額となるが、以下の最大還付金額の制限を受ける。

最大還付金額：10%×4000=400

（単位：100 万ドン）

2.2. 国内での販売活動および輸出活動の両方が発生する企業の場合

- ・国内での販売活動および輸出活動の両方が発生する企業の場合、輸出用の商品・サービスに対する仕入 VAT を別に計上する必要がある。①
- ・別に計上できない場合、輸出用の商品・サービスに対する仕入 VAT は、還付申請の期間において輸出の売上と、総売上の比率に基づき確定する。②

⇒ 輸出用の商品・サービスに対する仕入 VAT 金額を、国内販売用の商品・サービスに対する VAT 納付金額と相殺した後、残高が 3 億ドン以上の場合、VAT 還付できる。最大還付金額は輸出用の商品・サービスの売上の 10%となる。

詳細な計算式は以下となる。



I-GLOCAL
incubate the next

$$\begin{array}{l} \text{還付申請期間にお} \\ \text{ける輸出用の商品・} \\ \text{サービスに対する} \\ \text{仕入 VAT} \end{array} = \begin{array}{l} \text{還付申請期間に} \\ \text{おける商品・サー} \\ \text{ビスに対する仕} \\ \text{入 VAT} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{還付申請期間における輸出} \\ \text{による総売上 (月/四半期)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{還付申請期間における総売} \\ \text{上 (月/四半期)} \end{array}}$$

$$\begin{array}{l} \text{還付可能な VAT 金} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{輸出用の商品・サ} \\ \text{ービスに対する仕} \\ \text{入 VAT} \end{array} - \begin{array}{l} \text{国内販売用の商品・サ} \\ \text{ービスに対する VAT 納付金} \\ \text{額} \end{array}$$

$$\text{最大還付金額} = 10\% \times \text{還付申請期間における輸出用の商品・サービスの売上}$$

例 2 : B 企業は四半期毎に VAT 申告する。2022 年第 1 四半期～第 4 四半期の期間に対して 還付申請する。

・ 総売上 : 5,000、そのうち、輸出による売上 : 4,000 国内販売による売上 : 1,000

・ 期間内の仕入 VAT 金額 : 800

・ 国内販売用の商品・サービスに対する売上 VAT 金額 : 100 (①)

⇒ 還付される VAT 金額は以下となる。

・ 輸出による売上と総売上上の比率 : $4000/5000=80\%$

・ 輸出用の商品・サービスに対する仕入 VAT = $80\% \times 800 = 640$ → 国内販売用の商品・サービスに対する仕入 VAT = $800 - 640 = 160$ (②)

・ 国内販売用の商品・サービスに対して支払われる VAT 金額 = $① - ② = 100 - 160 = -60$ → 国内販売用の商品・サービスに対して、VAT 納税が不要である。そのため、輸出用の商品・サービスに対する仕入 VAT の 640 が還付可能な VAT 金額となるが、以下の 最大還付金額の制限を受ける。

・ 最大還付金額 = $10\% \times 4000 = 400$

(単位 : 100 万ドン)

3. VAT 還付申請時における必要書類の留意点

税務局へ VAT 還付申請を提出する前に、企業は VAT 申告書および関連証憑が法令に則って 不足なく準備できているかどうかを慎重に確認することを推奨する。必要な書類は以下の通りである。

3.1. 通達 80/2021/TT-BTC に従う還付申請書

① 還付申請書のフォーム No.01/HT (Giấy đề nghị hoàn trả khoản thu ngân sách nhà nước)

② 購入した商品・サービスのインボイス・証憑の一覧のフォーム No. 01-1/HT

※ 当該文書において、インボイスの記号・型番、購入した商品・サービスの内容・単価・数量を明記する必要がある。

③ 税率 0% の対象となる条件を満たす輸出に関する書類の一覧のフォーム No.01-2/HT (Bảng kê các hồ sơ xuất khẩu đủ điều kiện hưởng thuế suất 0%)



I-GLOCAL
incubate the next

3.2. 仕入 VAT に関する書類

- ① 法令に則った VAT インボイス、または輸入時の VAT 納税証憑、または外国法人に代わって納税したことを示す VAT 納税証憑
- ② 2,000 万ドン以上の商品・サービス（輸入品を含む）の場合、現金以外で支払われたことを示す証憑（銀行送金証明書等）
- ③ その他の関連書類：契約書、輸入品の通関書類等

3.3. 輸出に関する書類

- ① 外国の組織・個人への商品・サービスの販売、または商品の加工に関する契約書
- ※ 輸出委託の場合、必要な書類は以下となる。輸出委託契約書および輸出委託契約清算書（契約が既に終了した場合）または、輸出委託者と輸出者の間の定期的な債務確認記録

- ② 銀行送金証明書
- ③ 税関手続きに関する税関申告書（ソフトウェアを書類や記録の形で輸出する場合を含む）

次の場合は税関申告が不要である。

- ・ 電子的手段によるサービス・ソフトウェアの輸出
- ・ 海外または非関税区域で建設・設置活動
- ・ 輸出加工企業の日常活動のために電気・水道・文具・物品を供給する

3.4. その他の書類

税務局は、上記の他に以下の書類を要求する可能性がある。

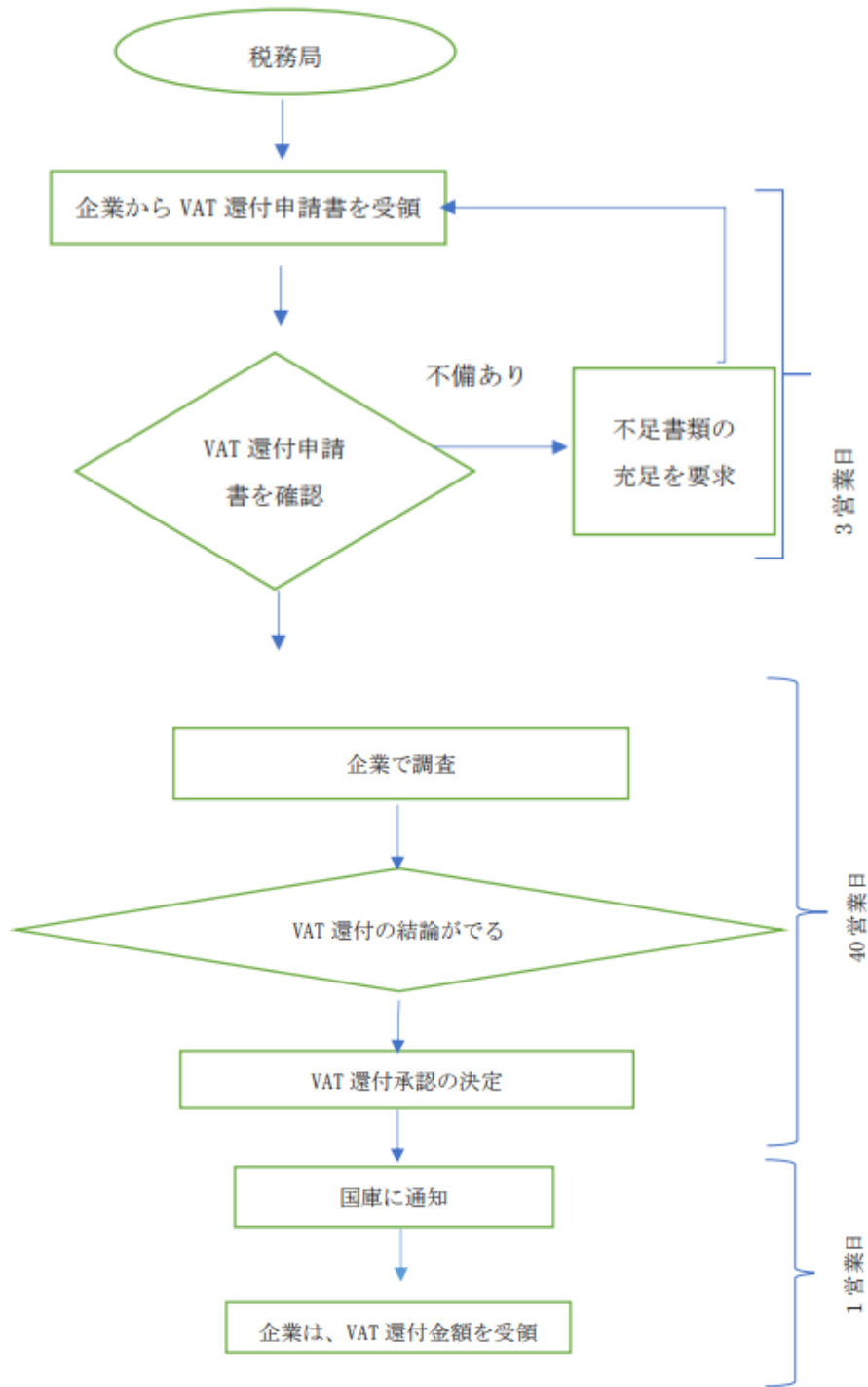
- ① ERC（企業登録証明書）と IRC（投資登録証明書）
- ② 監査報告書
- ③ 会計帳簿
- ④ 法人税の申告書
- ⑤ 材料・完成品・商品の在庫管理表（出入庫の管理）
- ⑥ VAT・輸出売上に関する項目について、会計帳簿のデータと VAT・CIT 申告書のデータに差異がある場合、企業は税務局に差異の理由を具体的に説明する必要がある。

4. VAT 還付手続きの手順・完了の見積期間

実務上、税務局が VAT 還付申請書を受領後、1 ヶ月半～2 ヶ月程で還付手続きが完了する。具体的な流れは下記の



I-GLOCAL
incubate the next
通りである。





I-GLOCAL
incubate the next

参考法献:

- ① 通達 219/2013/TT-BTC 第 16 条
- ② 通達 25/2018/TT-BTC 第 2 条
- ③ 法律 38/2019/QH14 号第 75 条
- ④ 通達 80/2021/TT-BTC 第 28 条
- ⑤ 2017 年 10 月 13 日付オフィシャルレター4740/TCT-CS